

## 鹿児島県介護事業所等サービス継続支援事業費補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 知事は、令和5年度鹿児島県介護事業所等サービス継続支援事業費補助金（以下「補助金」という。）について、令和5年度新型コロナウイルス感染症流行下における介護サービス事業所等のサービス提供体制確保事業実施要綱（令和5年3月28日付老発0328第3号厚生労働省老健局長通知（一部改正令和5年5月8日付老発0508第5号、一部改正令和5年9月26日付老発0926第2号、一部改正令和5年12月25日付老発第1225第1号）別紙。以下「国実施要綱」という。）に基づき、事業者に対し、必要な経費を予算の範囲内において交付するものとし、その交付については、鹿児島県補助金等交付規則（昭和63年鹿児島県規則第1号。以下「規則」という。）の規定によるもののほか、この要綱の定めるところによる。

### (目的)

第2条 介護サービスは、要介護高齢者等やその家族の日常生活の維持にとって必要不可欠なものであるため、新型コロナウイルスの感染等によりサービス提供に必要な職員が不足した場合でもサービスの継続が求められること等から、本事業により、新型コロナウイルスの感染等による緊急時のサービス提供に必要な介護人材を確保し、職場環境の復旧・改善を支援するとともに、平時から緊急時に備えた応援派遣体制を構築することを目的とする。

### (定義)

第3条 この要綱において「通所系サービス事業所」とは、通所介護事業所、地域密着型通所介護事業所、療養通所介護事業所、認知症対応型通所介護事業所、通所リハビリテーション事業所、小規模多機能型居宅介護事業所（通いサービスに限る。）及び看護小規模多機能型居宅介護事業所（通いサービスに限る。）とする。

2 この要綱において「短期入所系サービス事業所」とは、短期入所生活介護事業所、短期入所療養介護事業所、小規模多機能型居宅介護事業所（宿泊サービスに限る。）及び看護小規模多機能型居宅介護事業所（宿泊サービスに限る。）並びに認知症対応型共同生活介護事業所（短期利用認知症対応型共同生活介護に限る。）とする。

3 この要綱において「訪問系サービス事業所」とは、訪問介護事業所、訪問入浴介護事業所、訪問看護事業所、訪問リハビリテーション事業所、定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所、夜間対応型訪問介護事業所、小規模多機能型居宅介護事業所（訪問サービスに限る。）及び看護小規模多機能型居宅介護事業所（訪問サービスに限る。）並びに居宅介護支援事業所、福祉用具貸与事業所及び居宅療養管理指導事業所とする。

4 この要綱において「介護施設等」とは、介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、介護療養型医療施設、認知症対応型共同生活介護事業所（短期利用認知症対応型共同生活介護を除く。）、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、

有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅とする。

- 5 この要綱において「介護サービス事業所」とは、通所系サービス事業所、短期入所系サービス事業所及び訪問系サービス事業所とし、「介護サービス事業所等」とは、介護サービス事業所及び介護施設等とする。
- 6 この要綱において「高齢者施設等」とは、介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、介護療養型医療施設、認知症対応型共同生活介護事業所、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅、短期入所生活介護事業所、短期入所療養介護事業所とする。

(実施主体)

第4条 本事業の実施主体は鹿児島県（以下「県」という。）とする。

(補助金の対象事業者)

第5条 補助金の対象となる事業者は、感染機会を減らしつつ、必要な介護サービスを継続して提供する次の各号のいずれかに該当する介護サービス事業所等を運営する事業者とする。

(1) 新型コロナウイルス感染者が発生又は感染者と接触があった者（感染者と同居している場合に限る。以下同じ）に対応した介護サービス事業所等であって、以下のいずれかに該当するもの（福祉用具貸与事業所を除く。）

ア 利用者又は職員に感染者が発生した介護サービス事業所等（職員に感染者と接触があった者が複数発生し、職員が不足した場合を含む。）

イ 感染者と接触があった者に対応した訪問系サービス事業所、短期入所系サービス事業所、介護施設等

ウ 県、鹿児島市から休業要請を受けた通所系サービス事業所、短期入所系サービス事業所（令和5年5月7日までに限る。）

エ 感染等の疑いがある者に対して一定の要件のもと自費で検査を実施した介護施設等（ア、イの場合を除く。）

オ 施設内療養を行った高齢者施設等

(2) 新型コロナウイルス感染症の流行に伴い居宅でサービスを提供する通所系サービス事業所

前号ア又はウ以外の通所系サービス事業所（小規模多機能型居宅介護事業所及び看護小規模多機能型居宅介護事業所（通いサービスに限る。）を除く。）であって、当該事業所の職員により、居宅で生活している利用者に対して、利用者からの連絡を受ける体制を整えた上で、居宅を訪問し、個別サービス計画の内容を踏まえ、できる限りのサービスを提供した事業所（通常形態での通所サービス提供が困難であり、感染を未然に防ぐために代替措置を取った場合であって、令和5年5月8日以降は、通所サービスの休業を行った場合に限る。）

(3) 感染者が発生した介護サービス事業所等（以下のいずれかに該当）の利用者の受

入れや当該介護サービス事業所等に応援職員の派遣を行う介護サービス事業所等

ア 第1号ア又はウに該当する介護サービス事業所等

イ 感染症の拡大防止の観点から必要があり、自主的に休業した介護サービス事業所

(対象経費)

第6条 補助金の交付の対象となる経費は、令和4年4月1日から令和6年3月31日まで間の新型コロナウイルス感染症への対応における、通常の介護サービスの提供では想定されない、次に掲げるかかり増し費用とする。

(1) 前条第1号アからウに該当する介護サービス事業所等

ア 緊急時の介護人材確保に係る費用

(7) 職員の感染等による人員不足に伴う介護人材の確保

緊急雇用にかかる費用、割増賃金・手当（令和5年10月1日以降に支給された当該割増賃金・手当のうち、新型コロナウイルス感染症への対応に係る業務手当については、職員一人につき、日額による支給の場合には1日あたり4千円を補助上限とし、1月あたり2万円を限度額とする。また、月額又は時給による支給の場合には1月あたり2万円を補助上限の限度額とする。以下同じ。）、職業紹介料、損害賠償保険の加入費用、帰宅困難職員の宿泊費、連携機関との連携に係る旅費、一定の要件に該当する自費検査費用（国実施要綱別添1のとおり。（介護施設等に限る）

(4) 通所系サービスの代替サービス提供に伴う介護人材の確保（代替サービス提供期間の分に限る。）

緊急雇用にかかる費用、割増賃金・手当、職業紹介料、損害賠償保険の加入費用

イ 職場環境の復旧・環境整備に係る費用

(7) 介護サービス事業所等の消毒、清掃費用

(4) 感染性廃棄物の処理費用

(4) 感染者又は感染者と接触があった者が発生して在庫の不足が見込まれる衛生用品の購入費用

(4) 通所系サービスの代替サービス提供のための費用（代替サービス提供期間の分に限る。）

代替場所の確保（使用料）、ヘルパー同行指導への謝金、代替場所や利用者宅への旅費、訪問サービス提供に必要な車や自転車のリース費用、通所できない利用者の安否確認等のためのタブレットのリース費用（通信費用は除く。）

(2) 前条第1号エに該当する介護施設等

ア 緊急時の介護人材確保に係る費用

(7) 職員の感染等による人員不足に伴う介護人材の確保

一定の要件に該当する自費検査費用（国実施要綱別添1のとおり。）

(3) 前条第1号オに該当する高齢者施設等

ア 緊急時の介護人材確保に係る費用、職場環境の復旧・環境整備に係る費用

(7) 感染対策等を行った上での施設内療養に要する費用（令和5年5月7日までは国

実施要綱別添 2-1, 令和 5 年 5 月 8 日以降は国実施要綱別添 2-2 のとおり。)

(4) 前条第 2 号に該当する事業所

ア 緊急時の介護人材確保に係る費用

(7) 通所系サービスの代替サービス提供に伴う介護人材の確保(代替サービス提供期間の分に限る。)

緊急雇用にかかる費用, 割増賃金・手当, 職業紹介料, 損害賠償保険の加入費用

イ 職場環境の復旧・環境整備に係る費用

(7) 通所系サービスの代替サービス提供のための費用(代替サービス提供期間の分に限る。)

代替場所の確保(使用料), ヘルパー同行指導への謝金, 代替場所や利用者宅への旅費, 訪問サービス提供に必要な車や自転車のリース費用, 通所できない利用者の安否確認等のためのタブレットのリース費用(通信費用は除く。)

(5) 前条第 3 号に該当する介護サービス事業所等

ア 連携により緊急時の人材確保支援を行うための費用

(7) 感染者が発生した介護サービス事業所等からの利用者の受入れに伴う介護人材確保

緊急雇用にかかる費用, 割増賃金・手当, 職業紹介料, 損害賠償保険の加入費用, 職員派遣に係る旅費・宿泊費

(イ) 感染者が発生した介護サービス事業所等への介護人材の応援派遣

緊急雇用にかかる費用, 割増賃金・手当, 職業紹介料, 損害賠償保険の加入費用, 職員派遣に係る旅費・宿泊費

(補助金の交付額)

第 7 条 この補助金の交付額の算定に当たっては, 国実施要綱別添 3 に定める介護サービス事業所等ごとの基準単価と, 対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を交付額とする。なお, 交付額に千円未満の端数が生じた場合は, これを切り捨てるものとする。

2 第 5 条第 1 号(令和 5 年 4 月 1 日以降に生じる費用については, 同号オを除く。)及び同条第 3 号の介護サービス事業所等のうち, 特別な事情により, 基準単価を超える必要がある場合については, 個別に協議を実施し, 厚生労働省が特に必要と認める場合に限り, 基準単価を上乗せすることができる。

(補助金の交付申請及び実績報告書)

第 8 条 規則第 3 条の規定による補助金等交付申請書及び規則第 13 条の規定による実績報告書は, 別記第 1 号様式(交付申請書(兼)実績報告書)によるものとする。

2 規則第 3 条の規定により補助金等交付申請書に添付すべき書類は, 次のとおりとする。

(1) 総括表(別記第 2-1 号様式)

(2) 事業所・施設別申請額一覧表(別記第 2-2 号様式)

(3) 事業所・施設別個表(別記第 2-3 号様式)

(4) 補助対象事業所・施設に該当することの確認書

(5) その他知事が必要と認める書類

- 3 補助金等交付申請書の提出期限は、知事の指定する日とし、その提出部数は一部とする。  
また、複数の介護サービス事業所等を有する事業者については、県内に所在する介護サービス事業所等について、一括して申請することを基本とする。

(交付の条件)

第9条 規則第5条第1項に規定する条件は次のとおりとする。

(1) 補助対象事業者は、補助対象事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ当該帳簿及び証拠書類を事業が完了する日の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。

(2) 事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合には、別記第3号様式により速やかに知事に報告しなければならない。

なお、補助事業を実施する者が全国的に事業を展開する組織の支部（又は一支社、一支所等）であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部（又は本社、本所等）で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。また、知事に報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部の返還を命じるものとする。

(3) 補助事業を行う者が前2号の規定により付した条件に違反した場合には、この補助金の全部又は一部を県に納付させることがある。

(補助金の交付決定及び確定通知)

第10条 規則第3条の規定による補助金交付申請書を受理した場合は、規則第4条及び第14条の規定により補助金の交付決定及び額の確定を行うものとし、補助金交付決定及び確定通知書（別記第4号様式）により通知するものとする。

(申請の取下げ)

第11条 規則第8条第1項の規定により申請の取下げをすることのできる期間は、交付の決定の通知を受けた日から起算して15日を経過した日までとする。

(補助金の交付請求)

第12条 規則第16条第1項の補助金等交付請求書は、別記第5号様式のとおりとする。

2 この補助金は、精算払により交付する。

附則

この要綱は、令和2年9月4日から施行し、令和2年1月15日以降に要した経費を対象とする。

附則

この要綱は、令和3年6月1日から施行し、令和3年4月1日以降に要した経費を対象とする。

附則

この要綱は、令和4年7月22日から施行し、令和3年4月1日以降に要した経費を対象とする。

附則

- 1 この要綱は、令和5年9月13日から施行し、令和4年4月1日以降に要した経費を対象とする。
- 2 この要綱は、令和5年4月1日以降に行う申請に適用するものとし、同日前に行った申請については、なお従前の例による。
- 3 この要綱中、「感染者と接触があった者（感染者と同居している場合に限る。以下同じ）」及び「感染者と接触があった者」とあるのは、令和5年5月7日までの期間については、「濃厚接触者」と読み替える。

附則

- 1 この要綱は、令和5年11月13日から施行する。
- 2 改正後の第6条の規定は、令和5年10月1日以降に支給された新型コロナウイルス感染症への対応に係る業務手当について適用する。ただし、9月以前の労務に対して支払われていることが明確に判断できる場合は、なお従前の例による

附則

この要綱は、令和6年1月19日から施行する。